

施策No.	4-8	施策	地域密着型サービスの整備を推進します。
-------	-----	----	---------------------

取組No.	4-8-1	重点取組	小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	継続								
①事業概要									
地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保に向け、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みに加え、各事業所の柔軟な対応により介護ニーズが支えられている市の現状等も踏まえ、令和6年度に現状の施設ニーズについて調査・分析を実施した結果、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることで、市の実情に合った地域密着型サービスの整備を推進します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業(取組)内容	成果(活動)指標		R7	R8	R9				
将来ニーズ動向を踏まえた施設整備の必要性を検討	検討状況	③目標(値)	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応				
		④実績(値)	看護小規模多機能型居宅介護(1箇所)の整備・推進のため公募2回						
		⑤進捗状況評価	B:現状維持						
担当課: 高齢障がい課	令和6年度調査・分析完了	③目標(値)	—	—	—				
現状の施設ニーズについて調査・分析の実施		④実績(値)							
担当課: 高齢障がい課		⑤進捗状況評価							
事業(取組)内容全体の進捗状況評価			B:現状維持						
「評価」の理由	令和6年度の介護保険推進市民協議会で検討を行った結果、令和7年度は看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることになり、2回の公募を行った。通常の広報等の他、都内等で看護小規模多機能型居宅介護事業を行っている事業所に、直接、公募について通知を行った。また、近隣で事業を展開している事業者や介護事業所のオーナーと意見交換を行ったが、応募には至らなかったため。								
課題等	看護小規模多機能型居宅介護の新設については、近年の物価高騰や経営面の課題もあるため、展開を検討しうる事業者に情報が行き届くよう、周知方法に工夫が必要である。								
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、看護小規模多機能型居宅介護の公募を実施する方針となった。								

施策No.	4-9	施策	介護サービスの給付の適正化を推進します。
-------	-----	----	----------------------

取組No.	4-9-1	重点取組	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	継続								
①事業概要									
保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、認定調査の委託化や審査会の効率化など、要介護認定の適正化と事務の効率化を推進することで、介護サービスの給付適正化を推進します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業(取組)内容	成果(活動)指標		R7	R8	R9				
審査会部会長会及び調査員定例会での共有	開催数	③目標(値)	部会長会2回 調査員定例会6回	部会長会2回 調査員定例会6回	部会長会2回 調査員定例会6回				
		④実績(値)	部会長会2回 調査員定例会5回						
		⑤進捗状況評価	B:現状維持						
担当課: 高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	全件実施	全件実施	全件実施				
調査票点検の実施		④実績(値)	全件実施						
担当課: 高齢障がい課		⑤進捗状況評価	B:現状維持						
認定調査の一部委託からの全面委託化に向けた準備・検討	—	③目標(値)	検討	検討	実施				
		④実績(値)	検討						
		⑤進捗状況評価	B:現状維持						
認定審査会のペーパーレス化の検討	—	③目標(値)	検討	検討	実施				
		④実績(値)	検討						
		⑤進捗状況評価	B:現状維持						
事業(取組)内容全体の進捗状況評価			B:現状維持						
「評価」の理由	審査会部会長会は計画どおり開催し、必要な情報共有や課題検討を行った。また、調査員定例会は、伝達研修や業務上の課題共有を実施した。開催目標が6回であったが実施は5回であったため、書面で必要な情報共有をした。調査票点検は委託業務のひとつとして全件実施した。認定調査の全部委託と認定審査会のペーパーレス化の検討は、オンライン研修への参加、委託事業者からの事業説明、近隣自治体からの情報収集を実施した。								
課題等	認定調査については、調査員による調査結果のバラつきが課題となっている。また、認定審査会ペーパーレス化については、国で検討が進められている介護情報基盤の導入時期や活用範囲の確認と併せて継続検討の必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	認定調査については、調査の平準化を図りながら全面委託化の検討を継続する。介護情報基盤の導入に向けた検討状況も踏まえ、認定審査会ペーパーレス化も継続検討する。								

取組No.	4-9-2	重点取組	ケアプラン等の点検の実施						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	継続								
①事業概要									
<p>保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、ケアプラン等の点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。</p>									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
ケアプラン点検の実施 担当課：高齢障がい課	実施回数	③目標(値)	10回	10回	10回				
		④実績(値)	10回						
		⑤進捗状況評価	A：進捗している						
ケアプラン点検研修の開催 担当課：高齢障がい課	開催数	③目標(値)	1回	1回	1回				
		④実績(値)	2回						
		⑤進捗状況評価	A：進捗している						
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している						
「評価」の理由	令和7年度のケアプラン点検については、目標回数10回に対し、専門的観点から10回（10事業者）に対して実施した。ケアマネジメントの質の向上のための研修は2回実施したことで、基本的な考え方や自立支援型ケアマネジメントの考え方を学ぶ機会を作れたため。								
課題等	委託により専門的観点から点検を進めていく必要があるが、ケアプラン点検の内容は多岐に及ぶため、給付適正化及び質の向上につながる点検となるよう、より効果的な実施方法について引き続き検討する必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	委託によるケアプラン点検を引き続き行うことで保険者機能としての給付適正化を推進していく。								

取組No.	4-9-3	重点取組	医療情報との突合・縦覧点検の実施						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	拡充								
①事業概要									
<p>保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、医療情報との突合・縦覧点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。</p>									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
医療情報との突合点検の実施 担当課：高齢障がい課	点検件数	③目標(値)	10件以上	10件以上	10件以上				
		④実績(値)	85件						
		⑤進捗状況評価	A：進捗している						
縦覧点検の実施 担当課：高齢障がい課	点検帳票数	③目標(値)	2帳票	2帳票	2帳票				
		④実績(値)	2帳票						
		⑤進捗状況評価	B：現状維持						
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している						
「評価」の理由	医療情報との突合点検については、国保連において実施しており、85件（前年度比+37件）となった。縦覧点検については、国が示す帳票のうち、単独請求明細書におけるサービス実施状況一覧表と、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表について、給付実績を活用して取り組んだため。								
課題等	医療情報との突合点検について、引き続き国保連と連携し対応を進める必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、国保連と連携して医療情報との突合・縦覧点検を進めていく。								

施策No.	4-10	施策	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。
-------	------	----	--------------------------

取組No.	4-10-1	重点取組	介護施設・事業所の指導検査の実施						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	継続								

①事業概要

介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の指導検査を実施することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
適正な指導検査を実施するため都への職員研修派遣 担当課：高齢障がい課	派遣	③目標(値)	派遣のための体制準備	1人	-
		④実績(値)	次年度派遣に向けた調整		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
指導検査の実施 担当課：高齢障がい課	件数	③目標(値)	3件	5件以上	5件以上
		④実績(値)	2件		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		
「評価」の理由	都への職員派遣について、令和8年4月からの派遣（1名）を都・指導監査部と協議調整した。指導検査については2件実施したが、複数の担当者で対応することで、今後に向けた体制構築を進められたため。				
課題等	指導検査に係るノウハウの蓄積と指導検査件数の定量的な確保が課題となっている。				
令和8年度以降の取組や方針	令和8年4月から都・指導監査部に職員1名を派遣し、指導検査のノウハウ蓄積と実績件数を確保する。また、新たに集団指導用の動画を作成する。				

取組No.	4-10-2	重点取組	施設・事業所の感染症対策の推進						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	拡充								

①事業概要

介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の感染症対策を推進することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
事業者支援のための感染症対策の情報提供等の支援 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	実施	実施	実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
「評価」の理由	厚生労働省及び東京都から発出される情報については、適宜、事業所に対して周知共有を行った。				
課題等	季節性・ウィルス性感染症についても介護事業所と随時情報共有できる体制が必要である。また、新たな感染症が発生した場合に備える必要がある。				
令和8年度以降の取組や方針	入所・通所施設をはじめとする事業所からの感染症集団感染に関する報告の徹底など、今後も感染症に関する情報共有と対策について事業所と連携して対応する。				

取組No.	4-10-3	重点取組	(再掲) 介護人材確保対策の推進						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	継続								
①事業概要									
厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和6年度に新たな助成制度について検討した結果、令和7年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業(取組)内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
(再掲) 研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課	助成人数	③目標(値)	12人(初任者研修) 5人(実務者研修)	12人(初任者研修) 5人(実務者研修)	12人(初任者研修) 5人(実務者研修)				
		④実績(値)	4人(初任者研修) 7人(実務者研修)						
		⑤進捗状況評価	B：現状維持						
(再掲) 新たな助成・支援対策の検討及び実施 担当課：高齢障がい課	助成人数	③目標(値)	6人(専門員実務研修) 20人(専門員現任研修) 1人(専門員更新研修) 2人(主任専門員研修) 8人(主任専門員更新研修)	6人(専門員実務研修) 20人(専門員現任研修) 1人(専門員更新研修) 2人(主任専門員研修) 8人(主任専門員更新研修)	6人(専門員実務研修) 20人(専門員現任研修) 1人(専門員更新研修) 2人(主任専門員研修) 8人(主任専門員更新研修)				
		④実績(値)	1人(専門員実務研修) 2人(専門員現任研修) 0人(専門員更新研修) 0人(主任専門員研修) 3人(主任専門員更新研修)						
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない						
事業(取組)内容全体の進捗状況評価			C：あまり進捗していない						
「評価」の理由	実務者研修は目標値に達したが、直近3年の申請件数を元に目標値を設定した初任者研修は、受講人数が、事業所の人材確保の状況等により変動することから、目標値に達しなかった。しかし、特定施設入居者生活介護を含む新たな種類の事業者から問い合わせ、申請があるなど、助成の活用が広がっている。また、令和7年度から新たに介護支援専門員研修の受講費助成を実施し、申請があった。								
課題等	更なる助成制度の活用に向けた周知を行う必要がある。また、介護支援専門員の資格更新や研修に係る負担は全国的に課題とされており、制度の運用にあたり国の動向にも注視する必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	現状の制度に加え、新たな助成について周知等を引き続き行い、助成制度の利用を促す。								

施策No.	5-6	施策	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの連携を推進します。
-------	-----	----	--------------------------------------------------------

取組No.	5-6-1	重点取組	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施					
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関する こと・障がい福祉サービスの提供に関する こと	構成計画	地	後	高 ●	障 ●
区分	拡充							

①事業概要					
障がいのある方の高齢化による障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を支援する仕組みづくりに向け、主任介護専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等を実施することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。					
②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
主任介護支援専門員で構成する連絡会での研修を実施 担当課：高齢障がい課	実施回数	③目標（値）	1回以上	1回以上	1回以上
		④実績（値）	1回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
「評価」の理由	令和6年度までに勉強の機会を多く設けたため、理解が深まり、連携に関する目標は、ある程度実現できている。主任介護支援専門員連絡会で作成をしたサービス移行に伴うツール（フローチャート）について、介護支援者より障がいの地域自立支援協議会にて説明を行い、連絡会にて共有できたため。				
課題等	ツールを活用し、更なる連携推進を図るため、運用後の課題等があれば主任介護支援専門員連絡会において検討する。				
令和8年度以降の取組や方針	ツール運用後の状況を把握し、更なる連携推進を図る。				

取組No.	5-6-2	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出					
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関する こと・障がい福祉サービスの提供に関する こと	構成計画	地	後	高 ●	障 ●
区分	拡充							

①事業概要					
障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。					
②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標（値）	検討	実施	実施
		④実績（値）	実施（1回）		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
「評価」の理由	6月に障がい者基幹相談支援センターと、障がい支援者、介護支援者とで会議を行い、主任介護支援専門員連絡会において作成した「障がいと介護の連携ツール」について承認を得られた。また、障がい支援者の事例検討会に、介護に関わる事例がある場合は、介護支援者が参加することについて提案があり、検討が進んだため。				
課題等	主任介護支援専門員連絡会において作成した「障がいと介護の連携ツール」において、サービス移行がスムーズに行われているのかを確認しながら、必要に応じて障がい事業所と介護事業者が交流できる機会を活かしていく必要がある。				
令和8年度以降の取組や方針	障がいサービスと介護保険サービスの連携推進に向けて、障がい支援者の研修や事例検討会等への出席に介護支援者の参加を促す等、他部署と協力しながら必要に応じて交流機会を活用する。				

施策No.	5-7	施策	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。
-------	-----	----	-----------------------------------

取組No.	5-7-1	重点取組	各種連絡会の開催						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	継続								
①事業概要									
介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報提供や事業者間の情報交換のための体制整備に向け、各種連絡会を開催することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化する。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
各サービス事業者との交流機会の検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	検討	実施	実施				
		④実績(値)	検討						
		⑤進捗状況評価	B：現状維持						
「評価」の理由	介護支援専門員連絡会は2か月に1回、また、主任介護専門員連絡会は年4回、それぞれ事業者の自主運営により実施できているため。								
課題等	事業目的である事業者間の連携はできているが、事業者間の連携を高めるための各種連絡会の必要性について確認し、支援する必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	事業者の自主運営により連絡会を開催していく。								

取組No.	5-7-2	重点取組	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	継続								
①事業概要									
介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う事業者に関する情報の提供のための体制整備、介護給付・サービス事業間の情報交換のための体制整備に向け、介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有化を図ることで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
ケア倶楽部を通じた情報発信の一元化に向けた検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	検討	実施	実施				
		④実績(値)	検討						
		⑤進捗状況評価	B：現状維持						
「評価」の理由	令和5年4月から開設した介護関係者サイト「ケア倶楽部」については、介護事業所に対する国、都、市からの情報発信を一つのサイトに集約することで情報検索がしやすくなり、事業所等の事務負担を軽減しているため。								
課題等	現在必要に応じ情報発信等の運用を行っているが、運用開始から3年が経過したものの、サイトの発信とメール発信で共有している現状がある。								
令和8年度以降の取組や方針	一部の介護事業所においては、「ケア倶楽部」の活用が浸透していないため、実情を踏まえ運用の整理等を検討する。								

取組No.	5-7-3	重点取組	国等の介護情報基盤整備に伴う対応						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	継続								
①事業概要									
適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、指定更新等の届出の運用方法について、電子申請に完全移行するための検討を行うなど、国等の介護情報基盤整備に伴う対応することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
電子申請届出システムによる届出の統一化 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	併用実施	電子へ移行	電子へ移行				
		④実績(値)	併用実施						
		⑤進捗状況評価	B：現状維持						
「評価」の理由	指定更新等の届出の運用については、現在、紙ベースと電子と併用で運用を行っており、令和8年度からの電子申請へ統一するための準備期間としているため。								
課題等	令和8年度からの電子申請への統一に向けて準備等行う必要がある。								
令和8年度以降の取組や方針	一部の事業所においては、電子申請の活用が行われていないため、個別に事業所へ依頼を行うなど、令和8年度からの電子申請への統一を目指し、準備、調整を行う。								

取組No.	5-7-4	重点取組	介護事故情報の共有						
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地	後	高	●	障
区分	継続								
①事業概要									
適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、各事業者より提出される事故報告や市で把握している情報を共有し、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。									
②施策に関する具体的な事業や取組									
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9				
事故報告情報の共有 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	検討	実施	実施				
		④実績(値)	検討						
		⑤進捗状況評価	B：現状維持						
「評価」の理由	令和6年度の事故報告書の集計を実施し、事業者との共有方法について検討したため。								
課題等	事業者への効果的な情報発信方法の検討が必要								
令和8年度以降の取組や方針	事業者が事故発生予防に取り組める様な情報の内容や発信方法を検討する。								